

第179回 むつ市国民健康保険運営協議会会議録（敬称略）

開催日時： 平成28年5月23日（月）午後6時30分
場 所： むつ市役所本庁舎 大会議室A
出席委員： 半田義秋、白井二郎、富岡 修、木村和男、坂本大助、榎 泉、田中志昌、山田肇、堀内はつえ、中村通男、中野昌勝、近原芳栄、立石由喜子（委員＝13名）
関係部局： 光野義厚（民生部長）、田中宏司（民生部政策推進監）、工藤和彦（健康推進課長）、赤坂吉千代（税務調整官）、中村智郎（税務課長）、加藤直紹（税務課総括主幹）、宮下圭一（税務課主幹）、佐藤 衛（川内庁舎市民生活課長）、山村英樹（大畑庁舎市民生活課長）、向川明（脇野沢庁舎市民生活課長）
事務局： 藤島 純（国保年金課長）、古屋敷均（国保GL）、佐藤主任主査、上林主任主査、石戸谷主査、山田主事、柳谷主事

【事務局】 皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたのではじめさせていただきます。開会に先立ちまして、2月12日付けで再任されました委員の皆様へ辞令を交付いたします。なお、三上委員は本日、都合により欠席でございます。名前を呼ばれた方はその場でご起立願います。半田義秋 殿、白井二郎 殿、富岡修 殿、榎 泉 殿、田中志昌 殿、堀内はつえ 殿、中村通男 殿、中野昌勝 殿。（辞令は、副市長から順に手渡された。）

【事務局】 つづきまして、副市長からご挨拶を申し上げます。

【副市長】 皆様、お晩でございます。副市長の新谷でございます。本日は時節柄、何かとお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。あいにく、本日は市長が公務出張中でございますので、大変恐縮ではございますが、私から、辞令交付させていただきました。どうぞ、よろしく願います。

それでは、市長の挨拶を代読させていただきます。

第179回むつ市国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さきほど、再任された委員の皆様へ辞令を交付させていただいたところでありますが、委員の皆様におかれましては、厳しい財政状況にあります当市の国保運営に対しまして、引続きお力添えをいただきますことに、改めまして、心より御礼申し上げます。

さて、今年度より、国保税率が改定されました。

委員の皆様におかれましては、税率改定により、被保険者の皆様の御負担が大きくなるということで、非常に難しく、厳しい判断であったことと思っております。

慎重な御審議の上、御答申をいただきましたことに、この場をお借りいたしまして、改めて深く感謝申し上げます。

今後におきましても、平成30年度からの県単位化を踏まえ、国から、早急な累

積赤字の解消を強く求められており、私どもといたしましては、その動きを注視しつつ、国保運営の健全化を、なお一層、強力に推し進めていかなければならないものと考えているところであります。

本日は、地方税法の一部改正に伴う国保税条例の改正と平成27年度国保会計の決算見込み等を御説明させていただくこととしておりますが、委員の皆様には今後とも、むつ市国民健康保険の健全な運営のため、大所高所からの御指導御助言を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。甚だ簡単、粗辞ではございますが、御挨拶といたします。本日は、よろしく願いいたします。

【事務局】 副市長は所用のため、ここで退席させていただきますので、ご了承くださるようお願いいたします。

続きまして、組織会を開催いたします。

会長及び職務代理者が、平成28年2月11日をもちまして任期満了となったことから、現在、不在となっておりますので、新たに選任していただくものであります。会議の進行は、光野民生部長をお願いいたします。

【民生部長】 ただ今、ご紹介いただきました、民生部長の光野でございます。会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、組織会を開催いたします。

まず初めに、「会長の選任について」を議題といたします。

会長の選任につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項の規定により、公益を代表する委員の中から、選挙することとなっております。

会長の選任については、いかがいたしましょうか。

－事務局一任－

事務局一任という声がありましたが、よろしいでしょうか。

－異議なし－

それでは、事務局から案がありましたら、お願いします。

【事務局】 木村委員をお願いしたいと思います。

－委員全員が拍手で承認－

【民生部長】 ありがとうございます。木村委員を会長とすることで、決定いたします。

それでは、木村会長は、会長席にお移りいただき、引き続き会議の進行をお願いいたします。

【会長】 皆様、お晩でございます。ただ今、委員の皆様のご推薦により会長職を仰せつかりました、木村と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、既にご承知のことと思いますが、少子高齢化が進行する中で、むつ市の国保運営は大変厳しい状況にあると同時に、平成30年度からの都道府県化を控え、地域医療の根幹である国保制度そのものが大きく変わろうとしています。今後、むつ市の国民健康保険の健全な運営のため、皆様と共に職務を全うしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、組織会を進行してまいります。

次は、「職務代理者選任について」を議題といたします。

職務代理者につきましては、私から指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

－異議なし－

それでは、会長職務代理者には、半田委員を指名します。

以上で組織会を終了いたします。

会議を始める前に、4月の人事異動もありましたので、事務局から職員をご紹介します。

－国保年金課長から、事務局、関係課職員が紹介された。－

ありがとうございます。

それでは、ただ今から第179回むつ市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

ただ今の出席委員数は、13名で定足数に達しております。

本日の案件は、

1. むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
2. 平成28年度むつ市国民健康保険事業実施計画について
3. 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計決算見込みについて

の3件となっております。

案件に入ります前に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員は「富岡 修（とみおか おさむ）」委員を指名いたします。

それでは、案件1について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、案件1につきまして説明させていただきます。

資料といたしまして、事前に配布させていただきました**【案件1】**の資料となります。

改正内容につきましては、地方税法施行令の改正による、国保税の課税限度額の見直しと低所得者に係る国保税軽減措置の拡大となります。

具体的な改正内容につきましては、資料中段以降を確認いただければと思います。

まず、一つ目ですが、国保税の区分の中で、基礎課税分、後期高齢者支援金分の課税限度額が2万円ずつ引き上げとなっております、基礎課税分が52万円から54万円、後期高齢者支援金分が17万円から19万円、介護納付金分は、16万円

の据え置きです。合計が85万円から89万円ということで、4万円の引き上げとなっております。

この、課税限度額引き上げに伴う影響額ですが、平成27年度の状況から判断すると、61世帯が上限89万円（全体の0.6%）となり、約552万円の増額が見込まれます。

また、二つ目ですが、軽減対象の拡大ということで、5割と2割軽減世帯の対象として判定される所得基準額の拡大が行われております。

この、改正の影響世帯数は、2割軽減から5割軽減となる世帯が31世帯、軽減なしから2割軽減となる世帯が40世帯であり、影響額としては約195万円の減額が見込まれます。

この、条例改正の施行日に関しましては、平成28年度の課税に影響があることから、4月1日としております。

以上、よろしくお願いいたします。

【会 長】 ただ今の、事務局の説明に関して、ご質疑はありませんか。
質疑がございませんので、次の案件に入ります。
案件2について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、案件2、むつ市国民健康保険事業実施計画の概要について説明させていただきます。

平成28年度の事業実施計画につきましては、財政健全化指針及び平成30年度からの県単位化を見据えた内容としております。

税収確保対策では、資料4ページ以降になりますが、徴収体制の充実・強化等のこれまでの取り組みをより強化するのはもちろんのこと、昨年度の視察研修で訪問した富山県射水市の取り組みを参考に、ペイジー口座振替受付サービス導入にむけ、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会オブザーバー会員登録をしております。今後、早期実現を目指し、関係課と協議を重ねていくこととしております。

また、保健事業であります、資料9ページ以降になります。保健事業に関しましては、これまでも多くの取り組みを実施してまいりましたが、昨年度から開始した、特定健診未受診者に対する電話勧奨事業については、今年度もより高い効果を目指し、時期を前倒しし、実施いたします。同じく、昨年度から開始しております、「むつ☆健康マイレージ」につきましては、リニューアルし、4月23日のオープニングイベントからスタートしております。ウォーキングアプリ「むつ☆ウォーカー」につきましても、利用者が飽きることなく長く利用できるよう、新たなチャレンジをリリースすることとしております。

以上で、事業実施計画の概要説明を終わらせていただきます。

【半田委員】 8ページの、レセプト点検の充実強化とは、具体的にはどのようなものか。

【課 長】 レセプト点検につきましては、現在も、4名の専門員の方に点検をお願いしております。また、点検のシステムも進歩しており、判定が綿密となり、これまで以上に強化されています。

【会 長】 他にございませんか。ないようですので、案件3に入ります。案件3につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事 務 局】 それでは、平成27年度むつ市国民健康保険特別会計決算見込みにつきまして説明させていただきます。

まず歳入ですが、収入見込み額は、総額で81億139万7,000円となります。

主な内容ですが、まず国保税につきましては、被保険者の減少により、前年度と比較し、約1億円の減となり、15億3,434万5,349円となりました。

次に、3款の国庫支出金ですが、1億9,552万7,000円の減となっております。これは、保険給付費が約1億8,500万円減少していることなどによるものであります。

続きまして、4款の療養給付費等交付金ですが、退職者の被保険者も減少しております。その分拠出対象額が減となったことにより減額となっております。

続きまして、5款の前期高齢者交付金ですが、1億7,854万6,345円増額しておりますが、これは、前々年度精算分が約900万円とかなり少額となっていることによるものであります。

続きまして、6款の県支出金ですが、1億7,736万7,860円の増額となっておりますが、これは、共同事業の拠出超過分に対する特別調整交付金の増によるものであります。

続きまして、7款の共同事業交付金ですが、7億9,428万2,375円の増額となっておりますが、大幅な増額となった要因は、保険財政共同安定化事業交付金につきまして、1件30万円以上のレセプトが対象でありましたが、平成27年度から、すべてのレセプトが対象となったことによるものであります。

続きまして、第9款繰入金ですが、1億1,900万8,798円の増額となっておりますが、これは、制度改正により、基盤安定負担金が約1億円、財政安定化支援事業が約2,700万円増額したことによるものであります。

続きまして、11款の諸収入ですが、666万9,681円の増となっておりますが、これは、第三者行為納付金の増によるものであります。

続きまして歳出であります。

2款保険給付費が大きく減額していますが、これは、一人当たりの医療費は2%程度上昇しておりますが、被保険者が1,000人減少したことによるものであります。

続きまして、3款の後期高齢者支援金ですが、対象被保険者数の減少が大きく影響し、3,526万6,163円の減となっております。

続きまして、6款の介護納付金ですが、対象被保険者数の減少に加え、平成27年度から、2号被保険者に係る負担率が29%から28%となったことにより、5,781万2,661円の減となっております。

7款の共同事業拠出金につきましては、10億2,675万7,522円の増となっておりますが、歳入の7款、共同事業交付金でもご説明いたしました。保険財政共同安定化事業につきまして、すべてのレセプトが対象となったことによるものであります。

続きまして、8款の保険事業費ですが、770万8,017円の増となっておりますが、これは、平成27年度からの新規事業として、特定健診未受診者電話勧奨、健康マイレージ事業を実施したことによるものであります。

11款の諸支出金ですが、国保直営診療施設いわゆるへき地診療所の運営費の増などにより、2,498万4,609円の増となっております。

最後に、歳入から歳出を差し引いた不足額は、約5億3,157万円ということになりますが、この額を歳入不足額として、平成28年度の繰上充用金として補正予算に計上します。

以上で、決算見込みの説明を終わらせていただきます。

【課長】 続きまして、補足説明をさせていただきます。

先ほど、歳入歳出の差額分約5億3,157万円の不足が生じているとの説明がありました。昨年度の繰上充用金7億2,590万円と比較しますと、実質単年度収支が約1億9,400万円の黒字ということになります。この内訳としましては、まず、平成27年度の制度改正に伴う基盤安定保険者支援分の増額がありました。次に財政安定化支援事業繰入金の増額ですが、これは、総務省の方針で、平成27年4月から算定方法が変わったことで増額となったものです。次に財政健全化支援繰入金の5千万円、そして、前期高齢者交付金等の増分があり、結果として約1億9,400万円の黒字となっています。

平成30年度から県単位化ということで、国の指針、ガイドラインの中で、「一般会計繰入金（法定外）や前年度繰上充用については、今回の財政支援措置の拡充と都道府県から保険給付に要した費用を全額交付する仕組みの中で、解消が図られる仕組みとなっている」ということ、また、赤字が平成29年度末で残りますと、その後5年以内の計画を策定し、段階的に赤字を解消していくということが示されています。

平成27年度の制度改正は、法定外繰入や繰上充用を解消するためのものであり、平成27年度の実質の黒字は、平成26年度とさほど変わらないということをご理解いただきたいと思います。

次に、医療費の動向をご説明いたします。昨年11月の運協では、今年度は少し下がりそうだとご説明いたしました。結果としましては、1人当たりの医療費は2.2%の増となりました。医療費の総額としましては、被保険者が1,000人減少したことにより、大幅に減少しています。なぜ、最終的に1人当たりの医療費が増加したのかということですが、平成27年度は健康宣言などもあり、12月までは低めに推移しておりました。例年は、年度末は医療費が下がる傾向にありますが、平成27年度は上昇しました。その要因としては、C型肝炎の治療薬の影響が大きいと考えられます。調剤費の動向ですが、10月以降は、過去3年間で最も高くなっています。保険給付費10万円以上のレセプト情報ですが、11月までは昨年並みでしたが、12月以降、毎月6～7人のC型肝炎の患者が出てきており、国保からの月当たりの負担としては、220～250万円となっており、1人当たり医療費を押し上げる結果となりました。しかしながら、医療費全体としては、見込みどおりでした。

【会 長】 ただ今の説明に対し、ご質疑はありますか。
ないようですので、以上で案件3の審議を終了いたします。
ここまでで、他に何かありませんか。

【事 務 局】 視察研修につきまして、現在の状況をご説明いたします。
今年度の視察研修は、7月13日から15日を予定しております。研修テーマは
保健事業、特に特定健診等の受診率向上対策、また、先進的な取組みとしまして、
糖尿病性腎症重症化予防、保健師の配置方法の予定としております。研修先は、栃
木県日光市、千葉県いすみ市を予定しております。

【会 長】 他に何かございませんか。
それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとう
ございました。